

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社タクマ	兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33	

2. 指名停止措置期間 令和5年12月19日 ~ 令和6年1月18日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

株式会社タクマは、東京二十三区清掃一部事務組合から受託した施設の設備保守管理業務において、令和3年11月7日、派遣会社からの派遣社員に同施設内の搬送用コンベヤへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せずかつ危険防止の覆いを設ける等の措置を講じずに同作業を行わせ、同社員を負傷させた。

このことにより、令和5年8月29日、労働安全衛生法違反により、東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)